

島本町企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本町に立地する企業に対して奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、もって本町の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 企業の立地 企業が本町に事業所の新設又は移設を行うことをいう。
- (3) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術・開発研究機関その他産業の振興に資するものとして町長が特に認めるものの用に供する施設をいう。
- (4) 投資固定資産総額 企業の立地の用に供する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の総額をいう。
- (5) 新設 町内に建物を新築し、又は事業所を設置することをいう。
- (6) 移設 町内に事業所を有する企業が、既存の事業所を移転することをいう。

(奨励措置)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、第 5 条に規定する指定事業者に対し、企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金は、企業の立地をした場合に交付する。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、企業の立地に係る固定資産税及び都市計画税が課されることとなった最初の年度から 5 年度分までの当該企業の立地に係る固定資産税及び都市計画税の額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(指定要件)

第 5 条 町長は、次の要件のすべてに適合する企業のうち、適当と認めたものをこの条例の規定による奨励措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定するものとする。

(1) 町内に取得した事業所用地の敷地面積が、500 平方メートル以上であること。

(2) 建物の延べ床面積が 500 平方メートル以上であること。

(3) 投資固定資産総額が 5,000 万円以上であること。

(4) 企業の立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること。

(指 定 の 申 請)

第 6 条 前条の規定による指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(指 定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、指定を行うものとする。

2 町長は、前項の指定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(届 出)

第 8 条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(1) 当該申請の内容を変更したとき。

(2) 建物の建設工事に着工したとき。

(3) 事業を開始したとき。

2 町長は、前項第1号の規定による届出があったときは、その者に対し、当該指定について必要な条件を付することができる。

(指 定 の 承 継)

第 9 条 町長は、合併、分割、営業譲渡、相続その他の事由により指定事業者に異動が生じた場合において、適当

と認めるときは、その承継人を指定事業者とみなすことができる。

(奨励金の交付)

第10条 奨励金は、企業の立地をした事業所の事業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される町税が完納された年度以降に交付する。

(指定の取消し)

第11条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第5条各号の指定要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業所の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。
- (3) 第7条第2項又は第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 事業所を申請に係る事業以外の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、指定若しくは奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反する行為があったとき。

(報告等)

第12条 町長は、奨励措置を適正かつ円滑に実施する上で必要があると認めるときは、指定事業者に対し、報告

若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。